○東北地方整備局告示第二百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三十一日　東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
宮城県宮城郡松島町松島字小梨屋八番八から同町高城字帰命院下一一五番一まで	前	一三・九九～一六・四〇	〇・三一九	
	後	一四・五〇～二九・二二	〇・三一九	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三十一日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県本吉郡南三陸町志津川字大久保六番一五から同町志津川字大久保三番二	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所
〃	宮城県本吉郡南三陸町志津川字城場一四番一から同町志津川字五日町三七番まで	〃

供用開始の期日　平成二十九年十月三十一日

○東北地方整備局告示第二百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三十一日　東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
宮城県本吉郡南三陸町志津川字大久保二七番から同町志津川字新井田五〇番四まで	前 A	一〇・八〇～一一・〇〇	〇・六五八	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	一一・〇〇～一一・二〇	〇・九〇三	
	前 C	一一・二〇～一一・六〇	〇・四二五	
	前 D	一一・六〇～一二・八〇	〇・二八三	
	前 E	一二・八〇～一三・〇〇	〇・五四六	
	後 A	一一・〇〇～一一・六〇	〇・五六〇	
	後 B	一一・六〇～一二・一〇	〇・八四五	
	後 C	一二・一〇～一三・六四〇	〇・八二八	
	後 D	一三・六四〇～一四・八〇	〇・四二五	
	後 E	一四・八〇～一五・〇〇	〇・一六〇	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三十一日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市高谷三丁目九〇一番四地先から同市高谷一九六三番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十月三十一日

○関東地方整備局告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三十一日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　一般国道　二百九十八号

二　占用を制限する区域　市川市高谷三丁目九〇一番四地先から同市高谷一九六三番五地先まで

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十一月一日

○北陸地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三十一日　北陸地方整備局長　小俣　篤

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
柏崎市東原町字原一七番一から同市東原町字原三番まで	後	一六・八三～一七・一三	〇・二一〇	
	前	一七・八八～二七・九八	〇・二一〇	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三十一日　北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	柏崎市東原町字原一七番一から同市東原町字原三番まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十月三十一日